

生駒市訓令甲第 5 号

生駒市情報セキュリティ対策基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 21 年 6 月 25 日

生駒市長 山下 真

生駒市情報セキュリティ対策基準の一部を改正する訓令

生駒市情報セキュリティ対策基準（平成 19 年 12 月生駒市訓令甲第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 5 項中「掲げる事項」の次に「（次項に係るものを除く。）」を加え、同項第 2 号中「第 30 条第 2 項」を「第 30 条第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

6 ネットワーク管理者は、前項第 3 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる事項（小学校及び中学校に係るものに限る。）について、教育指導課長に許可を行わせることができる。

附 則

この訓令は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。